

福防協規程第 1 号

公益社団法人福井県防犯協会定款第6条から第9条までおよび第52条の規定に基づき、本協会の入、退会手続きおよび会費ならびに寄付金等に関する規程を次のように定める。

平成25年5月16日

公益社団法人福井県防犯協会
理事長 大坂 辰一

公益社団法人福井県防犯協会の入・退会手続きおよび会費ならびに寄付金等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人福井県防犯協会（以下、「本協会」という。）の入・退会手続きおよび会費ならびに寄付金等の受け入れ納入について必要な事項を定める。

(入会手続き)

第2条 会員になろうとするものは、次の事項を記載した別記様式第1号の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 団体にあっては、団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名
- (2) 個人にあっては、氏名、住所、職業

(退会手続き)

第3条 会員が退会しようとするときは、別記様式第2号の退会届出書を理事長に提出しなければならない。

(会費)

第4条 会員は、次の区分により年度会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 10,000円以上の額
- (2) 賛助会員
 - ア 団体 10,000円以上の額
 - イ 個人 5,000円以上の額

2 前項の会費は、納入依頼書による指定期日までに本協会が指定する金融機関の口座に振りこまなければならない。

ただし、新たに入会したものにあっては、入会後速やかに納入するものとする。

3 正会員および賛助会員の会費は、50%以上を公益目的事業に、残余を管理費に使用するものとする。ただし、管理費に充当すべき金額について管理費に充ててなお残余があるときは、公益目的事業費に充当することも可とする。

(寄付金)

第5条 本協会の目的に賛同し、寄付金等を納入しようとするものは、別記様式第3号の

寄付金申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 前項の寄付金等は、速やかに本協会が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。
- 3 本協会は、寄付金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄付金等を受け入れることができないものとする。
 - (1) 寄付金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が付されているとき。
 - ア 寄付者に寄付の対価として何らかの利益または便宜を供与すること。
 - イ 寄付者が寄付の経理について監査を行うこと。
 - ウ 寄付後に寄付者が寄付の全部または一部を取り消すことができる。
 - エ 寄付された寄付金等を寄付者に無償で譲渡又は使用させること。
 - (2) 寄付金を受け入れることにより、本協会の業務、財政、または名譽に負担又は支障が生じると認められるとき。
- 4 本協会が受け入れる寄付金等の種類は次のとおりとする。
 - (1) 一般寄付金 寄付者が使途を特定せずに寄付した寄付金
 - (2) 特定寄付金 使途があらかじめ特定された寄付金
- 5 この規定における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月16日から施行する。